

平成14年12月12日  
金 融 庁

## 新しい預金保険制度について

平成14年12月11日、第155回国会において「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立したことにより、預金保険制度が改正されました。以下では、その概要をお知らせします。

当座預金、普通預金、別段預金については、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

- 定期預金等については、これまで同様、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本1千万円までとその利息等が保護されます。
- 平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることとなります。

## 預 金 保 護 の 姿

期 間		平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
商品の分類			
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息のつかない等の条件を満たす預金(※1)は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円(※2)までとその利息等(※3)を保護 (1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります。))	
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 (破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります。))	

(※1) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

(※2) 金融機関が平成15年4月以降に合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額になります(例えば、2行合併の場合は、2,000万円)。

(※3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。